

知っ得!
なっ得!

税金あれこれ

市 県 民 税

新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止へ ご協力をお願いします

- 可能な限り申告会場への来場を避け、市民税・県民税申告書は郵送などで市役所へ提出してください
- 申告会場の混雑緩和および感染リスク低減のため、医療費控除の明細書や収支内訳書は、事前に自身で作成してください

令和3年度から医療費控除を受けるためには 「医療費控除の明細書」の添付が必要です

令和3年度からは医療費の領収書のみでは申告できなくなりました。医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書を添付し、領収書は自宅で5年間保存してください。

なお、医療費控除の明細書の様式は市ホームページ (<http://www.city.yokkaichi.mie.jp>1511851358513)、国税庁ホームページ、市役所2階市民税課1番窓口や四日市税務署などで入手できます。

<医療費控除の明細書の記載例>

令和4年度 医療費控除の明細書 (令和3年分) ※この控除を受ける人は、スイッチOTC薬控除は受けられません				
氏名 四日市 太郎				
1 医療費通知に関する事項				
医療費のお知らせ (医療費通知書)を 添付する場合は、 こちらに記入		(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		256,000円	76,800円	0円
2 医療費(上記1以外)の明細				
(1) 医療を受けた人の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
四日市 太郎	<input type="checkbox"/> 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円	0円
同上	JR,〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560円	0円

「同じ人」かつ「同じ支払先」のものは、1年分まとめて1列に記載してもOK

※控除の対象になる医療費の範囲など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

- 市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「市・県民税」をクリック)
- この記事についてのお問い合わせ・ご意見は 市民税課 市民税第1・第2係 ☎354-8132 FAX 354-8309
✉shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

目次	■ 市県民税	1
	■ 軽自動車税(種別割)	2
	■ 固定資産税	3~5
	■ 事業所税	5
	■ 納税	6

この記事は、令和3年12月1日現在の地方税法の規定などに基づいて作成しています



軽自動車税（種別割）

種別割は4月1日現在の所有者にかかる税金です

種別割は、毎年4月1日現在に軽自動車やオートバイなどを所有する人に対して課税されます。

普通自動車と異なり、月割課税制度はありません。例えば5月に廃車や名義変更の手続きをしても、4月1日に所有していれば、その年度分は全額納めていただくことになります。

そのため、車両の譲渡や廃車など登録状況に変更があったときは、速やかに登録変更手続きを行ってください。登録変更は車種により手続き場所や方法が異なりますので、詳しくは市ホームページ（[HP ID 1001000000584](http://hp.id.1001000000584)）をご覧ください。



○軽三輪・軽四輪（660cc以下）の種別割の税率は以下のとおりです

車種	税率		
	平成27年4月1日以降に 新車新規登録した車両	平成27年3月31日以前に 新車新規登録した車両	経年重課対象車両 ※
三輪	3,900円	3,100円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	12,900円
	営業用	5,500円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	6,000円
	営業用	3,000円	4,500円

※経年重課とは、新車新規登録後13年を経過した車両に適用されるもので、廃車するまで継続されます。

令和4年度に経年重課対象となる車両は、平成21年3月以前に新車新規登録したものです

税止めの申告について

三重・四日市ナンバーの軽自動車やオートバイ（125ccを超えるもの）などの登録の変更手続き（廃車、住所・名義変更など）を三重県外で行ったときは、税金を止めるための申告を自身でしていただく必要があります。

登録を変更した場合は、下記のいずれかの書類を市民税課諸税係まで提出してください。

<必要な書類> ★税申告書 または、★旧車検証+新車検証

Q&A

Q 道路を走らない農耕作業車やフォークリフトにも税金はかかるの？

A 道路の走行の有無に関わらず、課税されます。所有者になった時点で申告をし、ナンバープレートを車体に取り付けてください。

Q 原動機付自転車が盗難に遭った場合はどうしたらいいの？

A 警察へ盗難届を提出し、市役所で廃車手続きをしてください。その際、盗難届を出した警察署名・提出年月日・受理番号・本人確認書類が必要です。

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「軽自動車税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 諸税係

☎354-8133 FAX 354-8309

✉shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

固定資産税・都市計画税

<家屋>



どんな建物に固定資産税がかかるのですか？

①土地に定着し ②屋根があって壁や建具などに囲まれており ③天井の高さが1.5メートル以上ある建物が対象になります。

居宅に限らず、条件を満たせば車庫や倉庫、サニールームなども課税対象になります。



市内に分譲マンションを所有しています。家屋の課税床面積が登記上の床面積と異なるのは、なぜですか？

分譲マンションは、各個人の部屋などの「専有部分」と、屋内階段やエレベーター、集会室などの「共用部分」に分かれています。

固定資産税の課税床面積には「共用部分（専有部分の持ち分に応じて面積を按分したもの）」も含まれるため、「専有部分」のみが対象となる登記上の床面積とは異なることとなります。

下記の改修工事を行った住宅は固定資産税が減額されます

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象物件	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅	新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く） ※延床面積50㎡以上280㎡以下、併用住宅の場合は住宅部分が1/2以上	平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
手続き要件	●建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事であること	●次のいずれかに該当する人が居住する住宅であること ①65歳以上の人 ②介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている人 ③障害のある人 ●次のいずれかの工事を行うこと ①廊下の拡幅 ②床の段差解消 ③浴室の改修 ④扉の改修 ⑤便所の改修 ⑥床の滑り止め ⑦手すりの取り付け ⑧階段の勾配の緩和	●次の工事のうち、①を含む工事を行うこと ①窓の改修 ②床の断熱改修 ③天井の断熱改修 ④壁の断熱改修 ※改修工事により現行の省エネ基準（エネルギー合理化法）に適合する必要があります
改修後3カ月以内に減額申告書の提出が必要です 一戸当たりの工事費（補助金などをもって充てる部分は除く）が50万円を超える場合に適用されます			
減額内容	1/2を減額 工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸当たり120㎡相当分まで ※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは、翌年度から2年間減額	1/3を減額 工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸当たり100㎡相当分まで ※バリアフリー改修工事と省エネ改修工事の減額のみ、重複可能	1/3を減額 工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸当たり120㎡相当分まで

- ・耐震改修・省エネ改修により長期優良住宅に該当することとなった家屋については、必要書類・減額範囲などが異なります
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる要安全確認計画記載建築物、または要緊急安全確認大規模建築物に該当し、耐震改修をされた家屋に対しても固定資産税の減額が適用されます
- ・その他要件や申請方法など、詳しくは資産税課家屋係までお問い合わせください

<土地>

土地の税額決定までの過程

①
土地の評価額を決定します

固定資産税を課税するための土地の価格を「評価額」といいます。評価額は国土交通省や三重県が公表する「地価公示価格」や「地価調査価格」の7割をめどに決定します。

②
課税標準額を決定します

評価額に対して、住宅用地に対する特例（※1）や負担調整措置（※2）を行い、課税標準額（税額を計算する基の額）を決定します。

③
税額を計算します

①②から算出された課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。

$$\text{土地の税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{固定資産税} \quad 1.4\% \\ \text{都市計画税} \quad 0.2\% \end{array} \right)$$

（※1）住宅用地に対する特例・・・毎年1月1日現在において、土地を住宅の敷地として利用している場合は、特例（軽減）措置が適用されます

（※2）負担調整措置・・・評価額が急増した土地に対し、税負担の上昇を緩やかなものにする仕組みです

<償却資産>

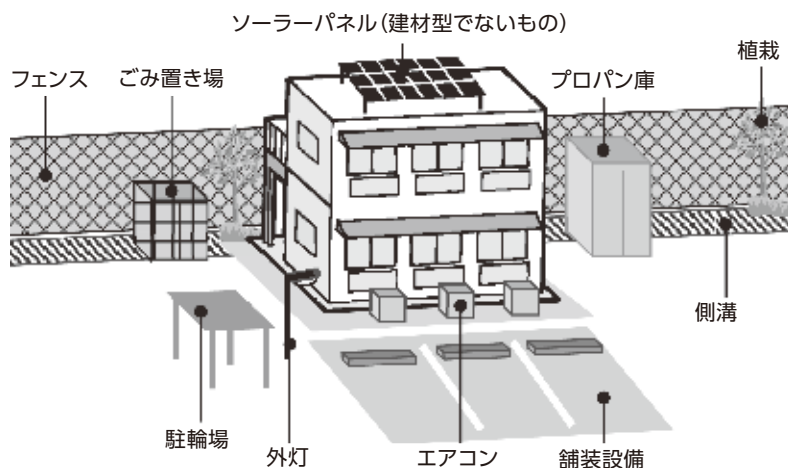
事業主やアパートの経営をしている人は 償却資産の申告をお願いします

工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートの賃貸経営をしていたりするなど、事業を行っている法人や個人が所有している土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税の課税対象となります。

令和4年1月1日現在、市内に「償却資産」を所有している人は、1月31日（月）までに申告をお願いします（eLTAXによる申告も可能です）。

なお、「申告書」と「申告書の手引き」は、昨年度申告した人へ12月中旬に送付しています。

【例】共同住宅の主な償却資産は下図のとおりです
（建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です）



都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に必要な費用に充てるため課税されるものです。

- 都市計画事業とは** …「都市計画施設」の整備に関する事業および市街地開発事業をいいます。
都市計画施設とは、道路などの交通施設や公園、上下水道施設、ごみ焼却場など、都市になくてはならない施設です
- 課税対象資産** …都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地および家屋です
- 納税義務者** …該当する土地または家屋の所有者です
- 税額の計算方法** …課税標準額（※）×0.2%（税率）
※該当年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となります。ただし、土地については負担調整措置や住宅用地の特例などに該当する場合は異なります
- 納税の方法** …固定資産税と併せて納めていただきます

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「固定資産税・都市計画税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

資産税課 土地係	☎354-8134 FAX 354-8309
家屋係	☎354-8135 FAX 354-8309
管理償却資産係	☎354-8139 FAX 354-8309

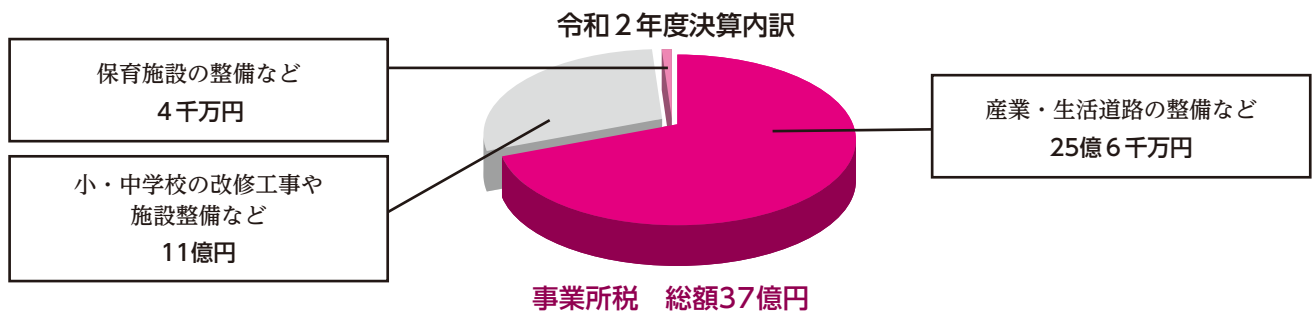
✉ shisanzei@city.yokkaichi.mie.jp

事業所税

- 事業所税とは** …事業所税は、都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税です。人口30万人以上で政令により指定された都市などで課税されています
- 事業所税のしくみ** …事業所税には「資産割」と「従業者割」の2種類があります

	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える事業者	市内の事業所等の従業者数合計が100人を超える事業者
課税標準	市内にある事業所等の床面積	従業者(役員を含む)への支払給与総額
税率	床面積1㎡につき600円	従業者への支払給与総額の0.25%
申告方法	申告納付(eLTAXによる申告も可能です)	
申告(納付)期限	法人	事業年度終了の日から2カ月以内
	個人	事業を行った年の翌年の3月15日まで

事業所税の使途 …事業所税は、次のような事業に充当され、皆さんの暮らしに役立てられています



●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「事業所税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 諸税係	☎354-8133 FAX 354-8309
----------	------------------------

✉ shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

納 税

市税は納期限までに納付してください

皆さんに納めていただく市税が確定したら、納税通知書と納付書を送付します。各納付書に記載の納期限までに納付してください。

納付可能な窓口

- ・四日市市指定の金融機関、郵便局
- ・各地区市民センター（中部を除く）
- ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
- ・収納推進課（市役所2階 5番窓口）

コンビニエンスストア、スマートフォンでの納付

コンビニ納税用のバーコード表示がある納付書（30万円以下）は、納期限までであれば納付書に記載のコンビニエンスストアや一部のスマートフォン決済アプリでも納付できます。スマートフォンなどでの納付について詳しくは、市ホームページ（下の二次元コードまたはQRコード1515720231067）をご覧ください。

- ※スマートフォンアプリをご使用の場合は、次の点にご注意ください
- ・軽自動車税（種別割）は利用できません
- ・領収証書は発行されません



納税が困難なときは早めのご相談を

災害・病気などにより納期限までに納付が困難な場合は、早めに収納推進課までご相談ください。一定期間納税を猶予する制度や分割で納付する方法があります。

市税を滞納すると・・・

市では、納期限を超過しても納付されない納税義務者に対して督促状を送付するなど、できるだけ早い時期の納付をお願いしています。

それでも納付されない場合には、納期限までに納付された人との公平性を保つため、延滞金を加算したり、給与や預貯金、不動産などの財産を差し押さえたりすることになります。

夜間・日曜窓口を開設しています

平日の昼間に納付や相談に来られない人はご利用ください。

夜間窓口

時 平日19：30まで
（ただし、水曜日および年末年始は除く）

所 収納推進課
（市役所2階 5番窓口）

日曜窓口

時 毎月最終日曜日
（ただし、12月は19日）
10：00～16：00

所 収納推進課
（市役所2階 5番窓口）

※夜間窓口、日曜窓口ともに市役所地階の夜間休日受付へお越しください

納税は 便利で安心な口座振替 をご利用ください！

ご指定の預貯金口座から各納期限の日に、自動的に振り替えるので、納付の手間が省けます。

振替可能な 税の種類	市民税・県民税（普通徴収） 軽自動車税（種別割） 固定資産税・都市計画税
必要なもの	納税通知書、通帳、通帳の届け出印
手続き場所	口座振替取扱金融機関の窓口 または郵便局の窓口 ※申込用紙は市内支店の窓口にあります。 申込用紙の郵送を希望する場合は、収納推進課までご連絡ください

◎ご注意

- ★手続きが完了するまでには約1カ月必要です。余裕を持って早めに手続きしてください
- ★振替通知や領収証書の発行はありません
- ★固定資産や軽自動車の所有者変更や課税が長期間されなかった場合は、新しく申し込み手続きが必要になります
- ※詳しくは、市ホームページ（下記参照）をご確認ください

三重県からののお知らせ

11月・12月は県税の「差押強化月間」です

納期限は納税通知書のほか、市ホームページや「広報よっかいち」でお知らせしているよ



●市ホームページでもご覧いただけます（トップページの「市民の方へ」から「税金」→「納税」をクリック）

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

収納推進課 管理係

☎354-8141 FAX 354-8309

✉ syuunousuishin@city.yokkaichi.mie.jp